

介護支援専門員意見書の記入上の留意事項

1. 「本人の状況」

・認知症による不適応行動

昼夜逆転、徘徊、暴言、暴行、放尿などの認定調査における問題行動に関連する項目が 3 つ以上ある場合で、「非常に多い」は毎日ある場合、「やや多い」は週に 1～2 回以上ある場合、「少しあり」は月に 1～2 回程度ある場合を目安とする。ただし、項目が 3 つ以内であっても、問題行動の頻度によっては、それぞれの場合に当てはめて判断するものとする。

2. 「在宅サービス利用度」

◎在宅サービス利用限度額割合において、実際利用限度額割合が経済的理由や地域の活用できるサービス量や数によって制限されている場合、介護支援専門員の判断により、本来必要な量を測定、割合率に直し該当する項目に印をつけるとともに備考記入欄にその理由を記入するものとする。

◎施設を利用している申込者については、退所後の在宅における生活や介護者の状況等総合的に見て在宅サービス利用額割合に置き換えた場合、どこに該当するか介護支援専門員が判断し、印をつけるとともに備考記入欄にその理由を記入するものとする。

3. 「主たる介護者・家族等の状況」

④介護者の障害や疾病

・「介護困難」は、介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事など ADL 全般の援助が困難な場合

・「多少介護」は、介護者が障害や疾病の為に 2 つ程度の ADL 援助ならば出来る場合

・「介護可能」は、障害や疾病はあるが介護可能な状態である場合を目安とする。

⑨他の同居介護補助者

・「随時あり」は、週 1～3 日程度

・「常時あり」は、週 4 日程度以上ある場合を目安とする。

※1 日当たりの目安は 2 時間程度以上又は頻回以上とする。

⑩別居血縁者介護協力 ⑪近隣者等の介護協力

・「随時あり」は、週 1～3 日程度

・「常時あり」は、週 4 日程度以上ある場合を目安とする。

4. 特記事項及び意見欄については、介護支援専門員の判断で、最高 10 点の範囲で施設入所の必要度が何点の加算が適当かを、理由を記して点数明記するものとする。

5. 介護支援専門員がかかわっていない（居宅サービスを使っていない）場合は、他の適当な者の意見に変える事が出来る。

○判定要素及び判定基準

・1・本人の状況（最高点40点）	要介護度	認知症の行動・心理症状の頻度			
		なし	少しあり （月 1～3 回）	やや多い （週 1～3 回）	非常に多い （ほぼ毎日）
	5	30 点	33 点	36 点	40 点
	4	24 点	27 点	30 点	35 点
	3	15 点	18 点	22 点	25 点
	2	6 点	9 点	12 点	15 点
	1	4 点	6 点	8 点	10 点
	「認知症の行動・心理症状の頻度」は秋田市介護保険調査票第 3 群 4 群のうち、項目（徘徊、外出して戻れない、感情が不安定、大声を出す、介護に抵抗、物や衣類を壊す）又は、暴言暴行、目的もなく動き回る、1 人で外に出たがり目が離せない、火の不始末、不潔行為、異食行動等の行動）が 1 項目以上ある場合その頻度。又は上記以外の項目が 3 項目以上ある場合にはその項目と頻度による。				
2・在宅サービス利用度（最高点20点）	居宅サービス利用状況	単位数の 80%以上		20 点	
		単位数の 50%以上 80%未満		15 点	
		単位数の 50%未満（経済的事由）		15 点	
		単位数の 50%未満（介護の必要状況）		8 点	
	施設サービス利用状況	現在入所（入院）している施設・病院等に、退所（退院）を求められている。		10 点	
*居宅サービスの単位数とは、支給限度基準額を示す					
3・主たる介護者・家族等の状況（最高点30点）	項目	6 点	4 点	2 点	
	①主介護者が障害、失病、高齢の状況にある。	介護困難（ADL 全般介助）	多少介護が可能（ADL2 つ程度援助可能）	介護可能（ADL 全般援助可能）	
	②主介護者が複数の家族等を介護している。	介護困難	多少介護可能	介護可能	
	③主介護者が育児又、家族の看病を行っている	介護困難（常時の育児、看病が必要）	多少介護可能（半日程育児、看病が必要）	介護可能（時々育児、看病が必要）	
	④主介護者の就労状況	介護困難（介護により生計維持者の就労が困難）	多少介護可能		
	⑤主介護者以外の同居家族の協力状況		ほとんどなし 又はいない	多少あり	
	⑥別居血縁者等の協力状況		ほとんどなし 又はいない	多少協力可能	
	⑦住環境の状況	借家等の住宅状況、経済的状況、地域情勢により在宅生活が困難			
	*・単身生活者で介護する者が全くいない場合は、①～⑤の合計を 30 点とする。30 点を超える場合は 30 点として計算。 ・65 歳以上の高齢者のみの世帯又は二人暮らし世帯の場合は、②は 6 点とする。 ・介護保険施設・病院等に入所（入院）している場合には、退所（退院）する時点での状況により判断する。				
	4・特記（最高10点）	*介護の必要性と、居宅における介護の困難性を①～⑤の項目と、普段のモニタリングより総合的に見て、介護支援専門員の判断で最高 10 点の範囲で施設入居の必要度が何点の加点が適当かを、理由を期して点数明記する。			